

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

東京高等裁判所平成30年8月3日判決 (いわゆる今市事件)について

取調べの可視化大阪本部 委員 鈴木 一郎

東京高等裁判所は、平成30年8月3日、いわゆる今市事件(以下「本事件」という。)において、取調べの録音・録画記録媒体(以下「記録媒体」という。)を供述の信用性評価の補助証拠として利用することの是非について、注目すべき判断を示した。

本号では、いわゆる今市事件とその原審判決及び控訴審判決の概要を示し、次号では、控訴審判決をもとに、検察官から記録媒体が取調べ請求された場合の弁護人の対応方法を検討する。

事案の概要

いわゆる今市事件とは、殺人、商標法違反及び銃砲刀剣類所持等取締法違反の各公訴事実で、被告人が起訴され、第1審では、殺人につき、その犯人と被告人との同一性が争われ、それ以外の公訴事実については、争いがなく、区分審理された事件である。本件殺人の公訴事実は、「被告人は、平成17年12月2日午前4時頃、茨城県常陸大宮市三美字泉沢1727番65所在の山林西側林道において、被害者(当時7歳)に対し、殺意をもって、ナイフでその胸部を多数回突き刺し、よって、その頃、同所において、同人を心刺通(心臓損傷)により失血死させた」というものである。

本件殺人における被告人の犯人性についての直接証拠である捜査段階の被告人供述調書は、その任意性が争われたことから、検察官は間接証拠型の立証をなすとともに、被告人供述調書の任意性・信用性を立証する構造を採った。

本件殺人についての取調べ状況は、以下のとおりである。

被告人は、平成26年2月18日(以下、本稿において、年は同じである。)に商標法違反(所持)の事実で起訴され、同日から起訴後勾留を利用した本件殺人について大友検察官による余罪取調べを受けるようになり、これが4月9日まで継続された。また、2月18日から3月25日までは、大友検察官による取調べと並行して、松沼警察官あるいは同人と共同しての根本警察官による取調べ

が行われている。被告人は、2月25日、黙秘権を行使したい旨述べ、それでも大友検察官が執拗に供述を求めたのに対し、被告人は遂に取調室から脱出しようとする行動に出るに至った。3月4日、第1審弁護人から大友検察官に対し、法的な問題を指摘した上で、起訴後勾留を利用した本件殺人の取調べには応じられないとの申入れが書面でなされたが、なお取調べは継続された。4月9日には、第1審弁護人から宇都宮地検検事正に対し、3月4日と同旨の申入れが書面で再度行われたが、3月25日に松沼警察官が担当をはずれた後も3月26日から4月9日までは根本警察官の取調べがなされている。

その後、本件殺人の容疑(注:ママ)で被告人が6月3日に逮捕されるまでの間は、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事実で追起訴された日の前日である5月29日を除き、本件殺人に関連する取調べは行われていない。6月3日に本件殺人で逮捕されて以降、被告人は逮捕された際の弁解録取手続で警察官に殺害を認める供述をした外、阿部検察官に対し、逮捕されてから9日目に当たる6月11日に殺害犯人であることを認める供述をした。

なお、検察官は、上記取調べのうち、6月3日以降に作成された被告人供述調書を証拠請求した。

第1審判決の概要

第1審判決は、本件の事実に関する争点は、被告人と犯人の同一性にあるとした上、まず、検察官の指摘する

客観的事実のみによって被告人の犯人性を認定できるか検討し、結論として、被告人が殺害犯人である蓋然性は相当に高いものと考えられるが、客観的事実のみから被告人の犯人性を認定することはできないとした。そして、原判決は被告人が検察官に行った本件自白供述につき、任意性を認めた上、本件殺人の一連の経過や殺害行為の態様、場所、時間等、事件の根幹部分に関する供述は、十分に信用することができるとし、関係証拠から認められる客観的事実に、同供述を併せれば、被告人が被害者を殺害したことに合理的な疑いを入れる余地はないとして、被告人を無期懲役に処した。

第1審における訴訟手続の概要

上記控訴審判決は、記録媒体が被告人供述調書の信用性立証の補助証拠として用いられた原審の訴訟手続を法令違反であるとした。

そこで、第1審における訴訟手続を概観する（なお、控訴審判決は、上記余罪取調べの一部を任意取調べの限界を超えた違法なものであるとしたものの、検察官が請求した被告人供述調書については、違法な取調べとの関連性を否定して、その任意性を肯定し証拠能力を肯定した。）。

第1審では、原審検察官が取調べ請求した複数の被告人供述調書の任意性が弁護人・被告人により争われていた。

原審検察官は、上記各供述調書に係る供述の任意性を立証するために記録媒体を請求した。その立証趣旨は、対応する供述内容によって、「供述状況、供述の任意性等」、「供述の任意性等」あるいは「犯行状況等、供述の任意性、信用性、調書の作成状況等」とされていた。

原審弁護人は、これに対し、記録媒体を罪体の証明に使用することについては疑問を感じていることを主張するとともに、証拠意見をいうために記録を精査するのに相当の期間が必要であると主張した。原審検察官は、任意性立証として使用する部分と罪体立証として使用する証拠は、本件においては一体不可分であり、分ける必要性もないと考えているなどと応じた。

原審裁判長は、供述の任意性の審査は公判前整理手

続で行い、証拠能力について判断した上、証拠能力が認められた場合には、任意性の審査と重複するものであっても、その信用性判断のために必要なものは再度取り調べることを考えている、また検察官の罪体立証には供述調書を用いることとし、記録媒体は、その信用性判断の補助証拠と位置付けると提案し、当事者双方は、これを受け容れた。

その後、任意性判断の審理のための弁護人側の準備の必要性が主張されたことを受け、任意性判断は公判の中で行うこととし、罪体立証としての被告人の捜査段階の供述は、供述調書を用いることとし、記録媒体は任意性及び信用性の補助証拠としてのみ使用すると提案が原審裁判長からなされた。これに対し、原審弁護人は、記録媒体の取調べがなされてしまえば、任意性がないと判断された場合にも、被告人の自白が裁判員の心証形成に影響を及ぼす可能性があることを懸念しているとの意見が述べられた。

原審裁判長は、罪体立証には供述調書を用い、記録媒体は任意性及び信用性の立証のみに用いると明確に区別した上で審理を行えば、記録媒体を取り調べたことが、罪体の認定において裁判員に対して不当な影響を与えるという事態は避けられると考えているなどと説明した。また、原審裁判長は、上記記録媒体を実体判断には用いないと宣明し、当事者双方は上記提案を了承した。

その上で、公判審理がなされ、原判決は、関係の取調官の各原審証言及び記録媒体に基づき、各取調べにおける取調官の発問とこれに対する被告人の応答時の態度のほか、供述を求められた際の被告人の表情や様子などの供述態度（注：被告人が供述をする際における様子のほかに、取調官の発問を受けた被告人が供述を拒んでいる際の表情や様子なども含めた広い意味で「供述態度」とされている。）を詳細に認定し、そこから、被告人の犯人性の推認と被告人の捜査段階供述の信用性評価を直接的に導いた。

すなわち、例えば、被告人の供述態度について、「本件殺人に全く関与していない者が在らぬ嫌疑をかけられた状況としては、極めて不自然なものというほかない。」と評価するなどし、被告人の供述態度から直接的に被告人の犯人性を推認した。さらに、「供述経過及び供述態

度について」の項では、上記供述態度の検討を踏まえ、「本件自白供述は、被告人が述べるように、本件殺人の犯行に全く関与していないにもかかわらず、その旨の弁解を聞き入れてもらえないことに疲弊して諦めた結果、少しでも刑を軽くしようと考えてやむなく自白供述をしたなどという類いのものではなく、犯人が処罰を免れることができないか様々に試みたものの、通用しないと諦めて一連の経緯や殺害行為及び遺棄行為の状況等の基本的な事実について自白供述をするに至ったものであると理解すれば、了解することが可能であり、その他の理由は考え難い。」として、記録媒体から認定される供述態度等から被告人の犯人性を推認する検討を、本件自白供述の信用性評価と直結させた。

なお、原審にて取調べられた記録媒体は、各原審当事者が任意性及び信用性に係る箇所を抽出し、調整の上で編集したものであった。

控訴審判決の概要

記録媒体を信用性の補助証拠とした場合、それを実質証拠とするのと実際の心証形成は異なるものとなる可能性があり、また、採用する範囲をよく吟味しなければ、本来は判断材料とすることの相当性を慎重に考えるべき場面や事柄から心証形成が行われる危険性もあると考えられる。

本来、裁判所においては、検察官から、犯行状況等を立証するために請求された記録媒体について、弁護人の証拠意見を聴いて、証拠能力の判断をすべきであったといわなければならない。

そして、仮に証拠能力が認められると判断した場合には、さらに、請求済みの供述調書に加え、記録媒体を実質証拠とすることの必要性について、検察官に釈明を求めるなどして、採用の必要性と相当性を吟味すべきこととなる。

その結果、実質証拠として採用する必要性、相当性が認められないと判断したときに、検察官が、さらに記録媒体を、本件自白供述の信用性を立証するための補助証拠として請求してきたとすれば、初めてその適否を判断すべきことになるのであって、裁判所から、あたかも調

停案であるかのようにして、弁護人に異論のある実質証拠とする代わりに信用性の補助証拠とすることを提案すべき筋合いではなかったものといわざるを得ない。

また、検察官から、上記のように信用性の補助証拠としての請求がされたときには、供述の信用性に関し、どのような事柄を記録媒体で立証しようとするのかを具体的に主張させ、それに対する相手方当事者の意見を聴取し、その事柄を同記録媒体で認定して本件自白供述の信用性判断に用いることの適否を検討すべきである。その際には、記録媒体を取り調べることによって実体的な心証形成が直接的に導かれる可能性があることや、沈黙する被告人の様子など実体判断に用いることに適さない事柄で実際に心証形成が行われる危険性もあることなどの問題点も考慮する必要がある。

その上で、供述の裏付けとなる客観的な証拠等、我が国において、これまで供述の信用性判断の資料とされてきたものの外に、新たに記録媒体を信用性の補助証拠として採用することの具体的な必要性や相当性が認められるかどうかについて、事案の証拠構造等も踏まえ、慎重に吟味し、採用の適否を判断すべきであったものと考えられる。

そもそも、記録媒体は、被疑者の取調べ状況を映像と音声により機械的に記録したものであるから、これを証拠として取り調べることによって、暴行、脅迫その他の手段による供述の強要、偽計的な取調べ、過度に誘導的な取調べ等がされたかどうかということ、事後的に確認することができるものである。…（中略）…

他方、記録媒体により、被疑者取調べの外形的な状況が明らかになるとしても、被告人の内心が映像と音声により映し出されるわけでもないのに、同記録媒体により再現される取調べ中の被告人の様子を見て、自白供述の信用性を判断しようとするには強い疑問がある。すなわち、原判決の内容からもうかがわれるように、取調べの記録媒体で再現される取調べ状況等を見て行う信用性の判断は、被告人の自白供述が自発的なものと認められるかどうか、というような単純な観点から結論を導くことにつながる危険性があるものと思われる。…（中略）…自発的であっても虚偽供述の可能性があることが、見落とされる危険性がある。（次号に続く。）